

# 令和2年度認可保育園・認定こども園(2号・3号認定)・小規模認可保育園等 一次募集 2月18日(火)まで

令和2年度認可保育園・認定こども園(2号・3号認定)・小規模認可保育園等(以下、認可保育園等)の二次募集を受け付けています。一次募集で待機となった方は、そのまま二次募集の利用調整対象となります(二次募集の利用調整結果は2月6日(木)発送予定)。一次募集と同様に、家庭毎の保育を必要とする状況を調査・確認の上、利用調整を行います。  
二次募集から新規申込の方へ  
「入園のしおり」をご覧いただき、受付期間内に申請書類一式を提出してください。すでに二次募集で新規に申込みされた方で希望園を変更する場合は、同期間内に「希望園変更届」を提出してください。  
二次募集で申し込まれた方へ  
2月6日(木)から希望園変更の受付を開始します。一次募集で待機となり、希望園を変更する方は受付期間内に「希望園変更届」を提出してください。

## 特別徴収が始まる方へ

(年金からの差引き)

### 介護保険料の変更通知書を送付

特別徴収(年金からの差引き)が2月から始まる方へ変更通知書をお送りしました。1月期までは普通徴収(納付書等でお支払い)で納めていただき、2月期と3月期が特別徴収に変更となります。  
介護保険は皆さんの納める保険料で支えられています。納付方法は2つありますが、納め方は介護保険法で定められているため、本人の希望により選ぶことができます。

### 特別徴収

年金差引きで納めていただく方法です。老齢・退職年金および遺族年金等を年額18万円以上受給されている方は、こちらの方法になります。

### 口座振替をご利用の方へ 口座振替済通知を送付

今年1年間(振替日が平成31年1月4日、令和元年12月2日)に口座振替で納付した介護保険料の口座振替済のお知らせを12月下旬ごろに発送します。このお知らせは、口座振替で保険料を納付している方へ、確定申告等の資料にご使用いただけます。毎送付しています。

「家庭状況等が変更した場合」  
一次募集時から家庭状況や就労状況等に変更があった場合は、届出を行ってください。  
受付期間 2月6日(木)から18日(火)まで  
受付場所 保育課入園係窓口(区役所3階12番)  
※郵送および豊洲シビックセンターでは受け付けていません。  
利用調整結果発表日  
2月28日(金)(予定)  
※内定された方、二次募集から新規で申込み待機となった方には結果を文書で通知します。  
「保育園ナビゲーター」による「保育サービスに関する情報の集約・提供、相談対応を行う「保育園ナビゲーター」が、待機となった方を対象に利用可能な保育サービスや認可外保育施設の情報提供を電話にて行います。  
保育課入園係  
☎(3647)4934  
FAX(3647)9290

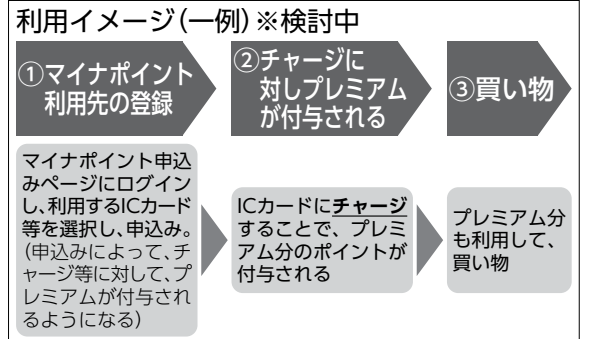
## 令和2年度マイナポイント マイナバーカードを活用して、 買い物で利用できるポイントを付与

国は令和2年度にマイナンバーカードを活用した消費活性化策の実施を予定しています。これは、マイナンバーカードをお持ちの方で一定額を前払い等した方に対して、国がプレミアム分として「マイナポイント」を付与するものです。このポイントを買取物等に使うことができます。実施期間、利用方法、ポイント付与率等、具体的な内容は現在国で検討中です。決まりしだい、お知らせします。  
マイナポイントを利用するためには、マイナンバーカードの取得とマイキードを設定することが必要となります。マイキードは、パソコンおよびカードリーダーまたは公的個人認証サービス対応のスマートフォンをお持ちの方はご自身で設定できます。

## 生活保護制度

### 暮らしに困ったときは相談を

生活保護は、日本国憲法第25条の定めに基づき、現に暮らしに困っている国民の誰もが受けられます。「病气やけがなどで収入がない」、「働いていても収入が少ない」など、生活費や住宅費、医療費等に困っている方にその不足分を補うとともに、自立した生活ができるよう支援します。  
生活保護は、国の決めた保護基準(最低生活費)とその世帯の収入を比較して、収入が保護基準を下回る場合に、その不足する分が支給されます。  
ただし、生活保護に優先して、次のような世帯の状況に応じた努力を行っていただくことにな



## 台風19号で被災した方へ 災害援護資金の貸付

台風19号により、世帯主の方が療養期間1か月以上の負傷をした世帯や、全家財の1/3以上の損害または半壊以上の住居の損害を受けた世帯に対し、生活の再建のための資金を貸し付けます(最大500万円)。貸付を受けるには所得制限があります。必要申請書類その他詳細についてはお問い合わせください。  
☎ 1/31(金)  
☎ 福祉課福祉管理係 ☎3647-4318、FAX3647-9186

開庁日(午前9時～午後4時)  
☎ マイナンバーカード交付窓口(区役所2階、総合区民センター2階(大島4-5-1)、豊洲シビックセンター11階(豊洲2-2-18))  
☎ 無料  
☎ マイナンバーカードを活用した消費活性化策に関すること  
☎ 総務省マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178 ※音声ガイダンスに従って「5」番を選択してください。  
(平日・午前9時～午後8時、土・日曜、祝日・午前9時半～午後5時半(年末年始を除く))  
HP <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/promotion/>  
マイキード設定支援窓口に関すること  
江東区マイナンバーカードコールセンター ☎0570(04)5010  
深川地域、東砂6、8丁目、南砂、新砂にお住まいの方：保護第一課(区役所2階24番)  
☎(3645)3106  
☎(3647)4917  
FAX(3647)4917  
亀戸、大島、北砂、東砂1、5丁目、夢の島、新木場、若洲にお住まいの方：保護第二課(大島4-5-1 総合区民センター1階)  
☎(3637)2707  
FAX(3683)3722